

【審査基準（標準処理期間を含む。）】

所管所属

景観まちづくり課

土地区画整理事業（市町村施行）の事業計画において定める設計の概要の認可

根拠条文

土地区画整理法第52条

都道府県又は市町村は、第3条第3項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする場合においては、施行規程及び事業計画を定めなければならない。この場合において、その事業計画において定める設計の概要について、国土交通省令で定めるところにより、都道府県にあっては国土交通大臣の、市町村にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない。

審査基準

- 1 土地区画整理法第52条第1項に規定する申請手続きに関する法令
土地区画整理法施行規則第3条の2
土地区画整理法第55条第7項
- 2 土地区画整理法第52条第1項に規定する設計の概要の内容に関する法令
土地区画整理法施行規則第5条～第10条

標準処理
期間

標準処理期間	標準処理期間の内訳				備 考
	受 付		処 理		
8 日	機 関	景観まちづく り課	機 関	景観まちづく り課	申請は、施行区域を所管する市町村長 期間は、別途関係機関との調整に要する期間、事業計画の縦覧期間、意見書の提出期間及び意見書の処理期間を加算
	期 間	日	期 間	8 日	